

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、公共工事の積算等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、車で出勤途中、センターラインをオーバーしてきた対向車と接触し（以下「本件事故」という。）、首を負傷したという。

請求人は、同日、Cクリニックに受診し「頸椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日、D外科に受診し「外傷性頸部症候群」と診断された。

請求人は、本件事故により生じた症状は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人に生じた症状は通勤上の事由により生じたものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件事故による症状が通勤上の事由により発症したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の症状は、本件事故により明らかに悪化しており、通勤に起因するものである旨主張していることから、以下検討する。

(2) 請求人は、平成〇年頃から、頰椎症性脊髄症（頰部脊柱管狭窄症）（以下「既往症」という。）の治療を受けており、本件事故の前は、両腕、両足のしびれといった症状であったところ、本件事故の後には、これらの症状が悪化したことに加えて、目のかすみ、後頭部の痛みやしびれ、顔面のしびれ、頭痛や眩暈及び動悸、更には体重減少という多彩な症状が新たに生じたとしている。

この点、本件事故の前から既往症の治療を担当していた主治医のE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件事故の後に訴えている請求人の主観的な症状の全てを評価することは出来ない。」とした上で、「本件事故の後、明らかな症状の増悪は無い。本件事故前後のMRI画像を比較しても、明らかな差異は認められず、かつ明らかな外傷性変化も認めない。また、手指巧緻機能症状にも変化は無く、上下肢症状に著変は無い。」と述べている。

(3) また、F医師及びG医師は、各医学的意見及び医学的資料を踏まえた上で、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け意見書において、「本件事故前後の画像所見等から、事故による新たな病変は認められない。」旨述べ、F医師及びG医師は上記E医師と同旨の意見であることが認められる。

さらに、F医師は、「本件事故の態様は軽微であることから、本件傷病を業務上とすることは困難である。」と述べている。

(4) 当審査会としても、一件記録を精査したところ、E医師、F医師及びG医師

の意見は妥当なものであり、本件事故当時の状況、本件事故後の経緯等をも併せ勘案すれば、請求人の症状は請求人の既往症によるものと認められるものであり、請求人の症状と本件事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると判断する。

(5) 請求人は、本件事故により既往症が悪化したことに加え、本件事故後、新たな諸症状が生じた旨も主張しているが、当審査会において医学的資料を始めとする一件記録を改めて精査したが、それらの症状と本件事故との相当因果関係があることを裏付ける医学的根拠を見いだすことはできず、請求人の当該主張を採用することはできない。

(6) なお、請求人のその他の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人の症状が通勤上の事由により発症したものであるとは認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。